刈羽村地域防災計画(原子力災害対策編)修正の概要

1 修正の経緯

刈羽村地域防災計画(原子力災害対策編)は、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震における初動対応等の教訓を踏まえて平成22年10月に修正を行い、原子力災害に至らない事故(未満事象)や発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合(複合災害時)の対応について記述するなどした。

その後、平成23年3月に東日本大震災が発生し、東京電力㈱福島第一原子力発電所で放射性物質が大量に放出され広範囲に影響が及ぶ深刻な事故が発生したことを受けて、国では原子力規制組織である内閣府原子力安全委員会と経済産業省原子力安全・保安院が廃止され、環境省に原子力規制委員会とその事務局である原子力規制庁が設置されたほか、原子力災害対策特別措置法(原災法)や災害対策基本法が改正され、防災基本計画(原子力災害対策編)が修正された。さらに、原子力規制委員会は、原子力災害対策指針の策定に向けて検討を進めている。

一方、新潟県は、旧原子力安全委員会がとりまとめた「「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について 中間とりまとめ」における災害対策実施区域の考え方等を踏まえて、今年8月、新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)を修正した。

即時避難区域 (PAZ) に所在する刈羽村としては、これらの状況を受けて、 県や避難先となる県内他市町村とこれまで以上に連携を深めて実効性のある避難 体制を早急に確立する必要があることから、まずは原子力規制委員会の発足や原 子力災害対策法令の改正、新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正、県 内全市町村が参加する「市町村による原子力安全対策に関する研究会」が策定を 目指している「実効性のある避難計画(暫定版)」の検討状況などを反映させて、 刈羽村地域防災計画(原子力災害対策編)を修正するものである。

なお、原子力規制委員会が原子力災害対策指針を策定した後、当該指針や修正された防災基本計画(原子力災害対策編)等の内容を踏まえ、改めて計画を修正するものとする。

2 主な修正事項

① 即時避難区域 (PAZ) の設定及び30km圏外への避難 (第1章第5節)

新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)が修正され、原子力防災対策を実施すべき地域を新潟県内全域とし、発電所から半径おおむね5km圏内を即時避難区域(PAZ)、半径おおむね5~30km圏内を避難準備区域(UPZ)、半径おおむね30~50km圏内を屋内退避計画地域(PPA)、県内全域を放射線量監視地域とした。

刈羽村は発電所から半径 5 km圏と 5~10km圏を抱えるが、5 km圏内に人口の約97%が居住していることから、村内全域で同一の原子力防災対策をとることが適切であると判断して村内全域を即時避難区域(PAZ)とし、あらかじめ定められる発電所における全面緊急事態等の発生時には、直ちに発電所から半径おおむね30km圏外への避難を実施する。

② 計画の基礎とするべき災害の想定(第1章第6節)

東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、計画の基礎とするべき災害は、広範囲に放射性物質が拡散するような事故を想定する。

③ 避難先市町村・施設等の事前選定など広域避難体制の整備(第2章第12節・ 第13節、第3章第5節)

緊急性の高い即時避難区域(PAZ)から段階的に迅速・円滑な避難が実施できるよう、県の調整のもと県内他市町村と協議し、複数の避難先市町村、避難所施設、避難経路等の候補を事前に選定して具体的な避難行動計画を策定し、村民等に周知するなど広域避難体制の整備を図る。

④ 知事、村長による避難の指示及び解除(第3章第5節)

知事は、原子力事業者から即時避難事象発生の通報を受けた場合は、県内他 市町村と避難調整を行ったうえで避難先市町村及び避難施設名を示し、村長を 経由して村民等に避難を指示する。

村長は、知事もしくは原災法に基づく内閣総理大臣の指示を受けた場合又は独自の判断により、村民等に対して避難を指示する。

避難指示の解除は、内閣総理大臣の指示によるほか県と村が協議して避難指示者が行う。

⑤ 災害時要援護者の避難対策 (第2章第12節、第3章第2節・第5節)

未満事象時には、事故の急速な進展に備え避難車両の手配を開始するなど、 早期に災害時要援護者の避難準備に着手するとともに、災害時要援護者に対し 避難の準備を行うよう連絡する。

在宅の災害時要援護者は地域住民の共助を中心に自衛隊等の協力を得て避難を支援するほか、学校、保育園、社会福祉施設は各施設があらかじめ定める避難計画に基づき児童・生徒、園児、入所者等を避難させる。

また、避難途中や避難所において災害時要援護者が健康状態を悪化させないよう、関係機関と協力して福祉避難所の確保や健康状態の把握などに十分配慮する。

⑥ 自家用車による避難の実施(第3章第5節・第6節・第8節)

自家用車による避難を前提とした計画とし、県警察、道路管理者、受入市町村等関係機関と連携して道路交通情報の把握、交通規制、避難所付近での誘導、避難者への情報提供などの対策を講じる。

⑦ 受入市町村の協力による避難所の運営 (第3章第5節)

避難所の開設、避難所までの誘導、相談所の開設、避難者の把握その他避難 所運営及び避難者支援全般について受入市町村の協力を得るものとし、避難か ら一定期間が経過したときは村が受入市町村から引き継ぐ。

⑧ 避難所外避難者に対する支援(第3章第5節)

村が指定した避難所以外の場所に避難した村民等の把握、これらの者への食料・物資、情報の提供を県や受入市町村など県内他市町村の協力を得て行う。

⑨ 行政機関の退避及び業務継続(第2章第16節、第3章第5節)

役場庁舎が即時避難区域 (PAZ) に含まれるため原子力災害時には行政拠点の移転を余儀なくされることから、受入可能市町村の協力を得て行政拠点の移転先の候補施設をあらかじめ選定し、退避計画を策定するとともに、行政拠点の移転先で災害応急対策と優先度の高い通常業務を並行して実施するため、あらかじめ業務継続計画 (BCP) を策定する。

⑩ 安定ヨウ素剤の服用 (第2章第11節、第3章第9節、第4章第2節)

県による安定ヨウ素剤服用の指示について、新潟県地域防災計画(原子力災 害対策編)の記述のとおり記載する。

緊急時に迅速かつ確実に安定ヨウ素剤を服用できるよう、希望者への事前入 手の支援等も含め、県とともに関係機関との調整を進める。

複合災害時は避難の困難性が増すことが予想されるため、予防的措置としての安定ヨウ素剤の服用を初期段階で検討する。

① 原子力緊急事態解除宣言後の対応 (第5章第2節・第3節)

原子力緊急事態解除宣言後は、国と連携して被災者の生活を支援するほか、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策実施区域を設定する。

② 原子力規制委員会の発足、原災法等の改正に伴う記述の修正(第1章第4節、 第2章第9節、第3章第1節・第2節・第7節・第11節)

原子力規制委員会の発足や原災法の改正などにより特定事象等の通報先を修正するほか、原子力災害対策指針の策定を見据えて記述を修正する。

- ③ 災害対策本部の組織、事務分掌の見直し(第3章第1節、第4章第1節) 平成24年10月1日に刈羽村が柏崎市の上水道及び簡易水道の給水区域に編入 されたことから、災害対策本部の水道部を廃止し、併せて災害対策本部の組織、 事務分掌を全面的に見直す。
- ④ その他、新潟県地域防災計画の修正に合わせた字句の修正等(全体) 新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正に合わせて、防災関係機関 の処理すべき事務、業務の内容その他の記述を修正する。

地域防災計画の修正作業と並行して避難計画の作成作業を進める。